

三角町（浦地区）

不知火町（大見地区）

豊野町（安見・東部・西部地区）

松橋町（豊福南部地区）



1. 農業集落排水施設使用料の算定について

使用人数に応じて、下表に示す区分により使用料（月額・税込）を算定します。

区分		基本料金	1人につき	使用人数の基準
A	一般世帯	2,012 円	756 円	世帯員の数
			504 円	生活雑排水のみ（トイレは汲み取りなど）
B	店舗等	3,773 円	630 円	従業員または従業員＋定員の数
C	事務所等	2,012 円	630 円	従業員の数
D	学校等	3,773 円	316 円	職員と生徒等の数
E	公民館等	2,012 円	－	
F	その他	－	630 円	【不特定多数の人が利用する施設】 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象 人員算定基準（JISA3302）により算定した人員

※算定後に 10 円未満切り捨て

区分	区分の一例
A	一般世帯
B	飲食店、鮮魚仕出店等、医療施設、理美容、農協、支所、給食センター、その他類似施設
C	事務所、商工会、郵便局、小売店、その他類似施設
D	学校、保育園、児童館、その他類似施設
E	公民館、集会施設、寺院、その他類似施設
F	上記以外のもので市長が指定した施設



2. 使用料はどうやって決まるの？



（Q1）世帯員数の確認方法は？



住民基本台帳によるものとし、基準日は、毎月 1 日とします。出生、死亡などにより世帯員の増減があった場合、翌月から変更します。

なお、月の途中で新たに施設の使用を開始した場合は、開始時の世帯人員とします。

(Q2) 月の途中で使用を開始、廃止した場合の算定は？

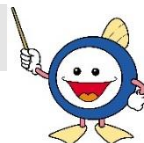
- 使用日数が14日以下の場合は、月額使用料の半額とします。

【例】一般家庭の世帯員2人で10日間使用した場合

$$(\text{基本料金: } 2,012 \text{ 円} + 1 \text{ 人あたり } 756 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) \times \text{半額: } 1/2 = \underline{\underline{1,760 \text{ 円}}}$$

- 使用日数が15日以上の場合は、月額使用料の全額とします。

3. 農業集落排水施設使用料早見表（税込） 令和7年5月請求分から



一般世帯の場合

人数 人	使用料 円
1	2,760
2	3,520
3	4,280
4	5,030
5	5,790

人数 人	使用料 円
6	6,540
7	7,300
8	8,060
9	8,810
10	9,570

人数 人	使用料 円
11	10,320
12	11,080
13	11,840
14	12,590
15	13,350

4. こんなときは必ず連絡をお願いします

- ① 農業集落排水施設の使用を休止、廃止、再開したとき
- ② 農業集落排水施設の利用者が変わったとき
- ③ 使用人数の変更があったとき



【例】ご家族の死亡・出生・転入・転出（遠隔地の大学入学・長期入院等を含む）

【お問い合わせ先】

宇城市上下水道局 上下水道課 総務係
〒869-0592

宇城市松橋町大野 85

☎ 0964-32-1674（直通）